

## 大韓民国国会

150-701 ソウル市永同浦区汝矣島洞1 電話 (02) 788-2030 Fax788-3383

議案課 課長 イム・ジュンホ 担当 金コノ 担当者 チョン・ミヤ

※※

文書番号 議案第2981号

施行日 2000.10.25

受信 金元雄(キム・ウォンウン議員)  
参照

題目 書面質問に対する答弁書通知

---

2000年10月9日、貴議員から提出された書面質問に対する政府〔外交通商部〕答弁書を  
2000年10月25日別紙の通り受領したので、これを通知します。

別紙 答弁書 1部

国会議長

## 答 弁 書

- 質問 金元雄（キムウォンウン）議員
- 根拠 国会法第 122 条
- 質問内容

日帝強占期に日本政府により強制的に動員された「日本軍慰安婦」及び「強制徴用・徴兵・労務者」等非人道的及び戦争犯罪に対し日本政府は公式謝罪及び彼らに対する賠償を回避しています。

- 1 日本政府は 1965 年「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の経済協力に関する協定」（以下韓日協定と略称）を根拠に全ての賠償が終わったと主張しています。  
これに対し韓国政府は日本政府が主張するように 65 年韓日協定ですべての賠償が終わったと考えているのか？仮に政府が賠償が終わったと考えているならその理由は何か？それは国家間の賠償が終わったということか？それとも個人の賠償まで終わったと考えるのか？政府の公式の立場を明らかにしてください。
- 2 また、65 年韓日協定による賠償が「日本軍慰安婦」問題のような人権侵害の問題や戦争犯罪のように刑事責任までも含むと解釈するのか？政府の公式的な国際法的解釈の立場を明らかにしてください。
- 3 韓国政府は「日本軍慰安婦」問題、「強制徴用・徴兵・労務」などについて日本政府に賠償と責任を問うべきでしょう。これについて政府が執っている国際法的努力は何であるか明らかにしてください。

○答弁 外交通商部長官 李廷彬(イ・ジョンピン)

○答弁内容

- 1 質問書 1 項について、韓日両国政府は被徴兵・徴用者の賠償等両国間の請求権に関する問題を解決するために 1965 年「大韓民国と日本国との財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」を締結し、両国政府間で請求権問題を一段落させたところであり、ただし個人の請求権が 1965 年「請求権協定」で消滅しているのかについては各種の意見が提起されていますが、政府としては「請求権協定」が個人の請求権訴訟等裁判を提起する権利には影響を与えないという立場です。
- 2 質問書 2 項について、軍隊慰安婦問題等非人道的行為や戦争犯罪は時効や国際条約により終了しないというのが最近の国際法的解釈傾向であり、韓国政府も日本政府に法的責任があるという立場です。しかし日本政府が法的責任を否定しているなかで、被害者らの高齢化等により生活上の大きな困難に直面している点などを勘案し、韓国の国内的に去る 1990 年 4 月、被害者らに対する韓国政府レベルの支援をすることにする一方、日本に対しては消耗的な法理論争と賠償要求より徹底した真相究明と真正な謝罪・反省を要求することにしたものです。
- 3 質問書 3 項について、政府は軍隊慰安婦問題については去る 1998 年 4 月に支援金支給を契機に政府レベルの対日賠償を要求しない代わりに過去事問題全般に対する日本の真正な謝罪と反省を要求することにしたところ、これは軍隊慰安婦問題に対する日本の国家責任は厳然として存在するが未来志向的韓日関係全般を考慮し、日本と消耗的な賠償論争をしないという政府の決断を意味します。しかしこのような韓国政府の立場が国際法的に被害者個人及び関連団体の日本政府を相手とする訴訟や国際社会における賠償運動に影響を与えるものではないことを申し上げます。また政府は日帝徴用死亡者等に対する対国民補償のため「対日民間請求権補償に関する法律」を制定、去る 1975 年 7 月から 1977 年 6 月の間、国内補償措置を実施し、同法は去る 1982 年国会で廃止されたところでもあります。 以上